

出産育児一時金について

平成26年4月21日
厚生労働省保険局

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。

▶平成18年10月：30万円→35万円

保険局保険課の調査に基づく平成17年3月の国立病院の平均出産費用（35万円）を参照

▶平成21年1月：35万円→原則38万円

産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設

▶平成21年10月：原則38万円→原則42万円（平成23年3月までの暫定措置）

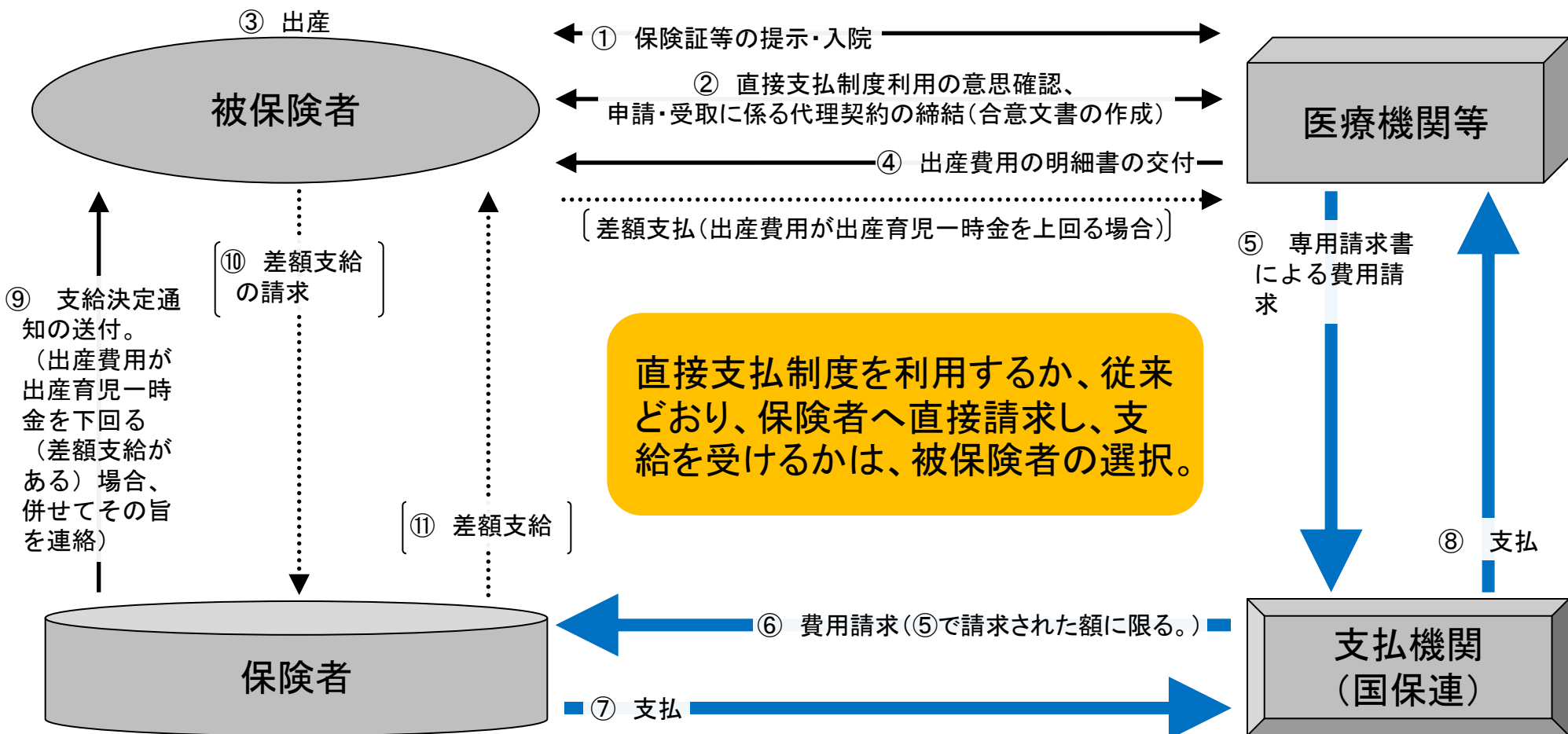
日本産婦人科医会の調査に基づく平成19年度の公的病院、私的病院、診療所の平均出産費用（39万円）を参照

出産育児一時金の直接支払制度導入

▶平成23年4月：原則42万円を恒久化

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

- 緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月1日より支給額の引上げ(原則38万円→原則42万円)と併せて実施。
- 医療機関等に直接支払われるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

(参考)専用請求書について

平成 年 月分 出産育児一時金等代理申請・受取請求書【正常 ・ 異常 分娩】

保険者番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

医療機関等コード									
分娩機関管理番号									
医療機関等所在地及び名称									

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

社国	本家	被保険者証記号		被保険者証番号		妊婦氏名(カナ氏名)		生年月日	在胎週数	出産年月日
1:社・2:国	1:本・5:家							3:昭 4:平 年 月 日		4:平 年 月 日
死産有無	出産数	入院日数	産科医療補償制度		入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料
1:有・2:無・3:混在			1:対象・2:対象外・3:混在							
処置・手当料	産科医療補償制度	その他	一部負担金等	妊婦合計負担額	代理受取額	備考				

合計	取扱件数	出産数	代理受取額合計

頁数
/

(参考)専用請求書記載項目について

- ①入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- ②室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- ③分娩介助料…異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。）時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ④分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ⑤新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑥検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑦処置・手当料…妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑧産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- ⑨その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、①～⑧に含まれない費用をいう。
- ⑩一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。
- ⑪妊婦合計負担額 … 直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。①～⑩の合計に一致する。
- ⑫代理受取額 … 直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合は39万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は39万円が記載額となる。直接支払制度を利用していない場合には、領収・明細書上0円となる。また、多児出産（死産を含む）の場合は、児数×出産育児一時金等の額が上限となる。

全国の平均的な出産費用について

○病院、診療所、助産所 合計（全国）【平均値】

専用請求書項目	平成22年度(※1)	平成23年度	平成24年度
入院日数	6日	6日	6日
入院料(※2)	108,159円	108,986円	110,248円
室料差額（A）	14,084円	14,159円	14,635円
分娩料	222,607円	226,609円	231,018円
新生児管理保育料	50,642円	50,267円	50,454円
検査・薬剤料	11,547円	11,648円	11,988円
処置・手当料	13,136円	13,210円	13,356円
産科医療補償制度（B）	29,655円	29,698円	29,672円
その他(※3)（C）	24,626円	24,708円	25,363円
小計	474,455円	479,284円	486,734円

※1 これらの数値は、正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したものであり、平成22年度は、集計上の都合、4月分を除く11か月分について集計している。

※2 入院料の中には、食事料等も含んでいる。

※3 その他とは、医療外費用（お祝い膳など）の直接分娩に関わらないものをいう。

小計から（A）～（C）を 控除した額（D）	406,090円	410,719円	417,064円
--------------------------	----------	----------	----------

全国の平均的な出産費用について(平均値と中央値)

○病院、診療所、助産所 合計 (全国) 【平均値と中央値】

専用請求書項目	平成22年度(※1)		平成23年度		平成24年度	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
入院日数	6日	6日	6日	6日	6日	6日
入院料	108,159円	102,000円	108,986円	102,000円	110,248円	102,000円
室料差額	14,084円	0円	14,159円	0円	14,635円	0円
分娩料	222,607円	220,000円	226,609円	220,000円	231,018円	228,000円
新生児管理保育料	50,642円	52,000円	50,267円	51,000円	50,454円	51,380円
検査・薬剤料	11,547円	9,170円	11,648円	9,380円	11,988円	9,680円
処置・手当料	13,136円	5,610円	13,210円	5,480円	13,356円	5,120円
産科医療補償制度	29,655円	30,000円	29,698円	30,000円	29,672円	30,000円
その他(※2)	24,626円	16,350円	24,708円	16,670円	25,363円	16,945円
妊婦合計負担額	474,455円	465,750円	479,284円	470,415円	486,734円	477,000円

※1 これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したものであり、平成22年度は、集計上の都合、4月分を除く11か月分について集計している。

※2 その他とは、文書料や医療外費用(お祝い膳など)の直接分娩に関わらないものをいう。

都道府県別出産費用について(平成22年度)

○妊婦合計負担額(病院、診療所、助産所合計 都道府県別)

(単位:円)

	平均値	中央値		平均値	中央値		平均値	中央値
北海道	412,860	415,570	石川県	450,260	452,030	岡山県	472,284	465,560
青森県	413,859	414,120	福井県	443,928	437,510	広島県	465,673	463,098
岩手県	433,116	432,875	山梨県	464,534	459,049	山口県	418,958	412,130
宮城県	500,749	500,300	長野県	476,950	476,840	徳島県	441,576	443,290
秋田県	429,109	430,650	岐阜県	465,311	466,758	香川県	416,563	420,050
山形県	471,760	473,650	静岡県	469,765	468,725	愛媛県	434,409	435,305
福島県	446,884	447,280	愛知県	479,934	478,433	高知県	411,528	412,505
茨城県	488,278	481,000	三重県	472,913	473,133	福岡県	450,368	448,340
栃木県	513,990	510,133	滋賀県	464,068	463,823	佐賀県	426,053	426,090
群馬県	480,416	472,975	京都府	461,419	460,130	長崎県	445,537	446,400
埼玉県	496,881	489,635	大阪府	484,201	486,365	熊本県	407,805	416,340
千葉県	481,080	473,485	兵庫県	480,996	480,430	大分県	418,749	420,390
東京都	566,354	545,670	奈良県	470,084	480,890	宮崎県	418,049	421,140
神奈川県	519,489	512,260	和歌山県	432,590	438,828	鹿児島県	424,301	424,440
新潟県	481,317	485,160	鳥取県	388,477	393,570	沖縄県	413,005	416,162
富山県	449,406	447,565	島根県	443,357	447,890	全国	474,455	465,750

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

都道府県別出産費用について(平成23年度)

○妊婦合計負担額(病院、診療所、助産所合計 都道府県別)

(単位:円)

	平均値	中央値		平均値	中央値		平均値	中央値
北海道	420,123	421,950	石川県	452,578	453,634	岡山県	474,585	468,700
青森県	416,708	416,910	福井県	449,195	444,020	広島県	469,528	466,240
岩手県	442,487	441,920	山梨県	471,119	467,167	山口県	420,945	414,980
宮城県	501,905	500,400	長野県	483,807	483,290	徳島県	450,737	452,240
秋田県	435,298	437,254	岐阜県	467,649	469,700	香川県	423,136	424,914
山形県	483,713	485,000	静岡県	472,854	473,000	愛媛県	436,366	438,590
福島県	455,533	456,607	愛知県	489,571	489,460	高知県	413,118	412,090
茨城県	491,359	484,510	三重県	479,100	477,416	福岡県	454,179	451,840
栃木県	518,709	515,200	滋賀県	467,348	467,300	佐賀県	429,999	429,095
群馬県	485,378	480,073	京都府	465,111	463,580	長崎県	445,384	445,690
埼玉県	503,330	495,020	大阪府	487,891	489,680	熊本県	408,125	418,590
千葉県	486,798	481,340	兵庫県	484,937	482,570	大分県	419,814	420,670
東京都	573,375	551,030	奈良県	472,858	484,500	宮崎県	420,965	421,560
神奈川県	526,307	518,560	和歌山県	438,252	441,770	鹿児島県	423,660	424,000
新潟県	483,644	487,088	鳥取県	389,541	393,015	沖縄県	415,074	418,993
富山県	453,860	451,180	島根県	446,477	450,678	全国	479,284	470,415

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

都道府県別出産費用について(平成24年度)

○妊婦合計負担額(病院、診療所、助産所合計 都道府県別)

(単位:円)

	平均値	中央値		平均値	中央値		平均値	中央値
北海道	427,536	427,620	石川県	456,037	457,860	岡山県	479,016	471,326
青森県	424,054	421,217	福井県	453,697	446,735	広島県	475,611	473,721
岩手県	450,152	448,380	山梨県	477,026	475,783	山口県	426,973	419,615
宮城県	517,394	513,200	長野県	492,076	492,195	徳島県	457,491	457,570
秋田県	439,574	441,500	岐阜県	474,691	475,088	香川県	434,345	432,000
山形県	486,012	487,190	静岡県	481,314	478,690	愛媛県	441,567	442,340
福島県	461,714	460,789	愛知県	497,657	498,090	高知県	415,006	413,700
茨城県	496,986	488,010	三重県	489,252	487,794	福岡県	459,253	455,990
栃木県	525,763	521,200	滋賀県	471,587	471,800	佐賀県	430,704	430,360
群馬県	492,802	485,976	京都府	473,349	471,895	長崎県	446,221	447,180
埼玉県	511,750	502,450	大阪府	492,944	494,000	熊本県	411,449	420,000
千葉県	492,400	486,795	兵庫県	493,542	490,102	大分県	422,215	421,600
東京都	586,146	559,590	奈良県	479,864	493,550	宮崎県	420,879	420,520
神奈川県	534,153	525,250	和歌山県	443,955	447,810	鹿児島県	426,711	426,240
新潟県	486,386	488,550	鳥取県	399,501	402,861	沖縄県	414,410	418,315
富山県	457,650	456,624	島根県	453,170	456,565	全国	486,734	477,000

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの

参 考 資 料

出産育児一時金の規定について

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)(抄)

第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、**三十九万円**とする。**ただし**、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、**第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。**

- 一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。)に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。)が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

※「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」(抄)(平成20年12月5日 保保発第1205001号)

財団法人日本医療機能評価機構(以下「機構」という。)が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等については、令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものである。

これらの医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金等の加算額は、機構の運営する産科医療補償制度における掛金(在胎週数第22週以降の出産(死産を含む。以下同じ。))の場合に発生)が3万円であることから、**3万円が基準となるものであり**、出産育児一時金等については在胎週数第22週以降の出産の場合、合計38万円を支給すること。

なお、令第36条において加算額については「3万円を超えない範囲内で保険者が定める額」としているのは、産科医療補償制度開始後の見直しの中で当該掛金の額が変動しうるためである。

健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準)

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 **体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。**
- 二 **前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。**

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由)

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 天災、事変その他の非常事態
- 二 出産した者の故意又は重大な過失

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態)

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件)

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者(以下この条及び次条において「病院等」という。)に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。)(次条において「出生した者等」という。)に対して適切な期間にわたり支払うための保険金(特定出産事故(同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。))が病院等の過失によって発生した場合であって、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。)が支払われるものであることとする。

(令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置)

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの(平成20年12月17日)
(厚生労働省告示第541号)

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十六条の二第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十一年一月一日から適用する。

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 低酸素状態が継続して、臍帯動脈血中の水素イオン指数が七・一未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められるもの
- 二 分娩監視装置が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの

産科医療補償制度の概要

制度創設の経緯

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つである。このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、①分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、②紛争の早期解決を図るとともに、③事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図ることを目的とし、平成21年1月から(公財)日本医療機能評価機構において産科医療補償制度の運営が開始された。

※制度の創設に当たっては、平成18年11月に与党においてとりまとめられた枠組みを踏まえ、制度の詳細について検討が行われた。

補償対象

(※ 該当年に誕生した児のうち、制度創設時の対象者推計数は概ね500~800人)

○ 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺

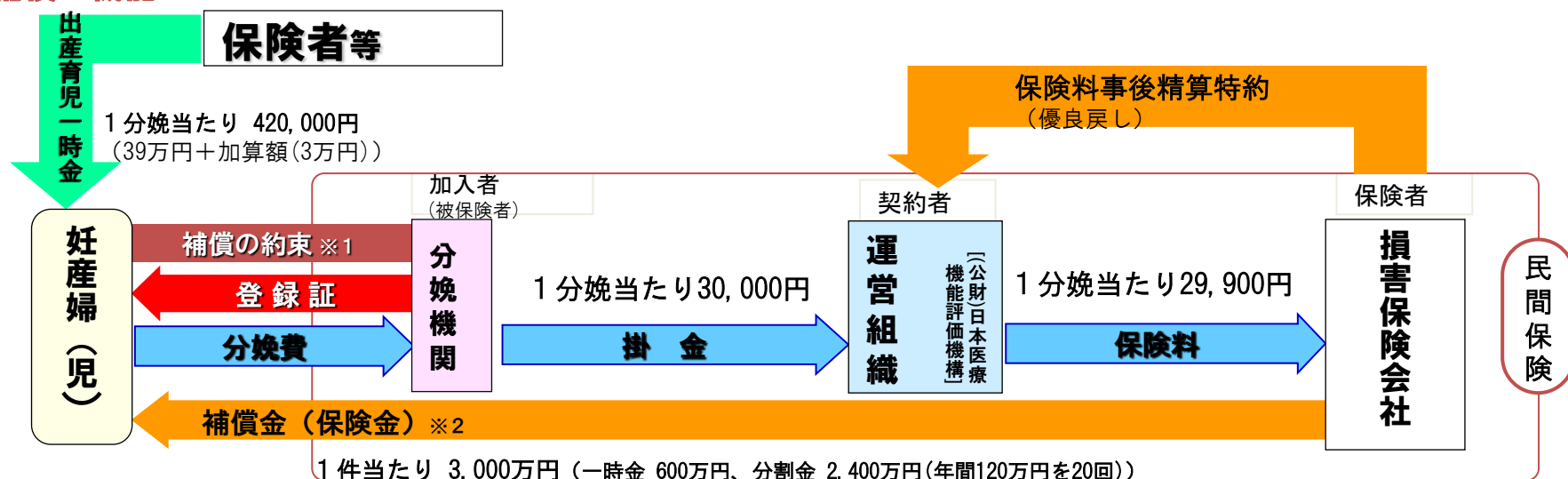
- ・出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、または在胎週数28週以上かつ所定の要件に該当する場合
- ・身体障害者等級1・2級相当の重症者
- ・先天性要因等の除外基準に該当するもの除く

○ 補償申請期間は児の満5歳の誕生日まで (※平成21年生まれの子の場合、平成26年まで申請可能)

その他

遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

<補償の機能>



※1: 運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2: 運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる